

地域自治協議会の設置に関する規則（案）

資料 3

<p style="text-align: center;">前回 素案</p> <p style="text-align: center;">地域自治協議会に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">事務局 案(法制確認済み)</p> <p style="text-align: center;">奈良市地域自治協議会の設置に関する規則</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第〇〇条の2の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 協議会の設置は、原則1小学校区に1団体とし市長の認定を受けて協議会を設置することができる。</p> <p>(認定の手続き)</p> <p>第3条 協議会は市長の認定(以下「認定」という。)を受けようとする場合は、所定の様式に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 構成員名簿及び役員名簿（様式第 号）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(平成21年奈良市条例第34号)第8条の2の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 協議会の設置は、原則として1小学校区につき1団体とする。</p> <p>(認定の手続き)</p> <p>第3条 協議会を設置するため、市長の認定(以下「認定」という。)を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 構成員名簿及び役員名簿（別記第 号様式）</p>

地域自治協議会の設置に関する規則 (案)

資料 3

<p>(3) 設立に関する議事録</p> <p>(4) 当該年度の事業計画及び予算書</p> <p>(5) 区域を示す図面</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項より認定の申請があった場合は、認定の要件について審査し、要件に適合すると認めるときは地域自治協議会認定書(第 号様式)により、要件に適合しないと認めるときは地域自治協議会不認定通知書(第 号様式)により当該地域自治協議会に通知しなければならない。</p> <p>3 第 9 条の規定による支援を受けようとする地域自治協議会は、市長の認定を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第 4 条 協議会は次に掲げる事項に変更が生じたときは、所定の様式により市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 代表者の氏名又は住所</p> <p>(2) 規約</p> <p>(3) 区域</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(3) 設立に関する議事録</p> <p>(4) 地域自治計画 ※地域自治計画の要件、詳細等の細則又は要綱等が必要</p> <p>(5) 当該年度の事業計画及び予算書</p> <p>(6) 区域を示す図面</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定により認定の申請があった場合は、認定の要件について審査し、要件に適合すると認めるときは地域自治協議会認定書(別記第 号様式)により、要件に適合しないと認めるときは地域自治協議会不認定通知書(別記第 号様式)により当該協議会に通知しなければならない。</p> <p>3 規則の第 7 条の規定による支援を受けようとする協議会は、市長の認定を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第 4 条 協議会は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、地域自治協議会認定内容変更届出書(別記第 号様式)に変更内容を示す書類を添えて、変更後遅滞なく市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 代表者の氏名又は住所</p> <p>(2) 規約</p> <p>(3) 区域</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>
--	---

地域自治協議会の設置に関する規則 (案)

資料 3

<p>2 前項による変更の届出は、地域自治協議会認定内容変更届出書(第号様式)に変更内容を示す書類を添えて、変更後遅滞なく市長に提出することにより行われなければならない。</p> <p>3 市長は、地域自治協議会の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(解散等に伴う届出)</p> <p>第5条 認定地域自治協議会が解散するときは、あらかじめ、認定地域自治協議会解散届出書(様式 号)により市長に届け出なければならない。</p> <p>(認定の取消しの事由)</p> <p>第6条 規則第 条に規定する認定地域自治協議会として適当でないと認めるときは、認定地域自治協議会が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。(2) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。(3) 運営に不正な行為があったとき。(4) その他認定を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。 <p>2 市長は、規則 条の規定により認定を取り消したときは、地域自治協議会認定取消通知書(第 号様式)により通知するとともに、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>2 市長は、協議会の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(解散等に伴う届出)</p> <p>第5条 協議会が解散するときは、〇〇日前までに地域自治協議会解散届出書(別記様式 号)により市長に届け出なければならない。</p> <p>(認定の取消しの事由)</p> <p>第6条 条例第8条の2に規定する協議会として適当でないと認めるときは、協議会が次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。(2) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。(3) 運営に不正な行為があったとき。(4) その他認定を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。 <p>2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、地域自治協議会認定取消通知書(別記第 号様式)により通知するとともに、その旨を告示しなければならない。</p>
--	--

地域自治協議会の設置に関する規則（案）

資料 3

<p>(交付金等による支援)</p> <p>第 7 条 市長は、地域自治協議会が行う奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第〇〇条の規定に基づく活動に要する経費に対し、別に定めるところにより、交付金等を交付することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(交付金等による支援)</p> <p>第 7 条 市長は、協議会が行う条例第 8 条の 2 の規定に基づく活動に要する経費に対し、別に定めるところにより、交付金等を交付することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
---	---